

福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領

(趣旨)

第1条 県が行う「PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業」の一環として、県内で発生する廃棄太陽光パネルの適切なリサイクルを推進するため、廃棄する太陽光パネルの処理を県が別途認定する産業廃棄物中間処理業者に委託する場合の費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄太陽光パネル

太陽光を電気に変換する機能をもったデバイスであって、その規格・種類・用途等を問わず、廃棄物として排出されるものをいう。なお、対象となる構成部材は、アルミフレーム、ガラス、セル/EVAシート、ケーブルを含む J-BOX までとし、架台やパワーコンディショナ、蓄電池等の付帯設備は含まない。

(2) 排出事業者

太陽光パネルの所有者又は所有者から管理を委任されている者から太陽光パネルの廃棄を請け負った事業者をいう。

(3) 補助事業者

県からの補助を受け、PV パネルリユース・リサイクル推進モデル事業における福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業を行う者をいう。

(4) 交付申請者

補助事業者に対して補助金の交付申請を行う者をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内から排出される廃棄太陽光パネルをリサイクルするため、県が別途認定する産業廃棄物中間処理業者に廃棄太陽光パネルの処理の委託を行う事業とし、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 交付申請者は太陽光パネルの所有者又は所有者から管理を委任されている者へ、太陽光パネルをリサイクルすることを説明すること。

(2) 交付申請者は太陽光パネルの所有者又は所有者から管理を委任されている者へ、太陽光パネルのリサイクルについて補助金を受給することを説明すること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、前条の補助対象事業を行う排出事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 補助対象事業の実施に係る経費について、国、地方公共団体等から補助金等の交付を受けていない者

であること。

(2) 県税の未納がないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しないこと。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、廃棄太陽光パネルを県の認定する産業廃棄物中間処理業者へ、リサイクルを目的に処理委託するために要する費用とする。

(2) 補助額

補助金の交付額は、廃棄太陽光パネルの重量（kg）に100円を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、交付申請1件につき交付額の上限は50万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式（補助金交付申請書）に別表第1の書類を添えて補助事業者へ提出しなければならない。なお、提出部数は1部とする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出があった場合は、第4条に定める補助金の交付対象者に適合すると認められるもののうちから、先着順に受理する。ただし、補助金交付申請書の提出時点で不備のあるものに当たっては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。また、不備のある書類について、補助事業者が交付申請者に修正を求めた日の翌日から起算して30日以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回したものとみなす。

3 補助事業者は、受け付けた補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の限度に達したときは、補助金交付申請の受付を停止するものとする。この場合、予算の限度を超えた受付日をもって申請の受付を停止するとともに、その翌日の受付日以降の補助金交付申請は受理しないこととする。また、予算の限度を超えた日に複数の補助金交付申請があった場合は、当該複数の補助金交付申請書の中から抽選を行い、予算の限度を超えない範囲で補助金交付申請の受付を決定するものとする。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 交付申請者は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならないこと。

(2) 知事及び補助事業者は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて交付申請者等に報告又は資料の提出を求め、若しくは現地調査等を行うことができること。

(3) 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。

ア 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

イ 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があったとき。

(4) 前号により補助金の交付を取消した場合には、交付申請者に対し期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金を返還させることができること。

(補助金の交付等)

第8条 補助事業者は、交付申請者の補助金交付申請書を受理した後、その内容を審査し、これを適正と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、第4号様式(交付決定及び額の確定通知)により交付申請者に通知する。

2 補助事業者は、前項の通知後30日以内に交付申請者に対し補助金を支払うものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、前条第1項による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、前条第1項による通知を受理した日から起算して7日を経過した日までに、第5号様式(取下げ書)を補助事業者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) 規則又はこの取扱要領並びに関係法令に違反する行為があった場合

2 補助事業者は、前項の取消しを決定したときは、第6号様式(交付決定取消通知書)により交付申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納期日を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。

4 補助事業者は、前項の返還を請求したときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて交付申請者から徴収できるものとする。

5 補助事業者は、交付申請者が、返還すべき補助金を第3項に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収できるものとする。

6 補助事業者は、納付された補助金及び加算金並びに延滞金を県に納付しなければならない。

(効果検証等への協力)

第11条 交付申請者が補助金の交付を受けた場合は、県が効果検証等のために実施するヒアリングやアンケート等の調査に協力するものとする。

(個人情報に関する事項)

第12条 補助事業者が補助金の交付業務に関して交付申請者から取得した個人情報は、PV パネルリユース

ス・リサイクル推進モデル事業及び福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業に係る業務以外には利用しないものとする。

(その他)

第13条 補助金の交付等に関しては、この取扱要領によることとし、その他必要な事項は、別に定める。

附則

この取扱要領は、令和6年6月25日から施行する。

別表第1 交付申請に必要な提出書類（第6条第2項関係）

No.	提出書類	様式等	備考
1	補助金交付申請書	第1号様式	
2	誓約書	第2号様式	
3	確認書	第3号様式	
4	産業廃棄物管理票（D票）の写し		
5	振込口座が確認できる資料		
6	県税に未納がないことの証明書		交付申請者の県税に係る納税証明書
7	太陽光パネルの廃棄を所有者又は委任を受けた管理者から請け負ったことが分かる資料の写し		
8	廃棄する太陽光パネルの型式		※分かる場合のみ
9	その他補助事業者又は知事が必要と認める資料		

第 1 号様式（第 6 条第 1 項関係）

交付決定番号 ※記入しないでください	
-----------------------	--

申請日： 年 月 日

福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金
交付申請書

（補助金交付事務団体の長 宛）
殿

年度において、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金の交付を受けたいので、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。
記

1 補助金交付申請者

商号又は名称	
代表者 職・氏名	職名： 氏名：
所在地	〒
担当者 所属・職・氏名	所属： 職名： 氏名：
問い合わせ先 （電話・電子メール）	固定電話 — —
	携帯電話 — —
	電子メール @
交付決定通知書の送付先 ※所在地と異なる場合に記入	〒

2 交付申請内容

太陽光パネルの 廃棄発生場所概要 (<input checked="" type="checkbox"/> 入れる)	① <input type="checkbox"/> 住宅（屋根置き・野立て） ② <input type="checkbox"/> 住宅（レジャー用等小型パネル） ③ <input type="checkbox"/> 社屋・店舗・工場・事業所（屋根置き・野立て） ④ <input type="checkbox"/> 太陽光発電所 ⑤ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	〒
太陽光パネル 廃棄発生場所 ※県内であること	
処理を委託した産業廃棄物中間処理業者 ※福島県認定業者であること	名称：
	住所：

処理委託年月日	(西暦) 年 月 日		
太陽光パネル 廃棄発生事由	(必要に応じて所有者等に確認すること)		
太陽光パネルの 廃棄枚数及び重量 ※補助対象分のみ	枚数: 枚	重量:	k g
太陽光パネルの 型式	(分かる場合のみ)		
発電所の稼働開始 年又は太陽光パネ ルの使用開始年	(必要に応じて所有者等に確認すること) (西暦) 年		

※1枚の産業廃棄物管理票に複数の廃棄発生場所の太陽光パネルをまとめた場合は、各項目に対する内訳が分かるように番号を付したり、行を追加したりするなどして明記すること。なお、県外で廃棄が発生した太陽光パネルも含む場合、補助対象となるのは、県内で廃棄が発生した太陽光パネル分のみ。

3 太陽光パネルの所有者情報

太陽光パネル の所有者情報	① <input type="checkbox"/> 個人 ② <input type="checkbox"/> 法人・団体	
	氏名又は 商号・名称	
	住 所	〒

※1枚の産業廃棄物管理票に複数の廃棄発生場所の太陽光パネルをまとめた場合は、所有者の内訳が分かるように番号を付したり、行を追加したりするなどして明記すること。

4 事業完了日

西暦	年	月	日
----	---	---	---

※産業廃棄物管理票 (D 票) が交付申請者に返送された日

5 補助金の振込先 (申請者名義の口座に限ります)

金融機関名 (ふりがな)		支店名 (ふりがな)					
金融機関コード		支店コード					
預金種目 (普通・当座)	口座番号 (右詰め)						
口座名義 (カタカナ)							

6 補助金交付申請額

円

※県内で発生し、福島県認定業者へ搬入した廃棄太陽光パネルの重量×100円/kg（上限額 50万円）

※1円未満は切り捨て

7 交付申請に当たっての確認事項

✓	項目
	補助対象事業の実施に係る経費について、国・地方公共団体から補助金の交付を受けていません。
	太陽光パネルの所有者又は所有者から管理を委任されている者へ、太陽光パネルをリサイクルすることを説明しました。
	太陽光パネルの所有者又は所有者から管理を委任されている者へ、太陽光パネルのリサイクルについて補助金を受給することを説明しました。
	申請に当たり取扱要領を確認、理解しました。
	記入した内容に虚偽はありません。
	申請に必要な書類をすべて添付しました。
	申請に必要な書類一式（添付書類も含む）に不備または不足がある場合は速やかに提出します。

8 添付書類チェックリスト

✓	項目
	①誓約書（第2号様式）
	②確認書（第3号様式）
	③産業廃棄物管理票（D票）の写し
	④振込口座が確認できる資料（通帳の写し等）
	⑤県税に未納がないことの証明書（写し可、申請者名義、申請日から3ヵ月以内発行のもの）
	⑥太陽光パネルの廃棄を所有者又は委任を受けた管理者から請け負ったことが分かる資料の写し
	⑦廃棄する太陽光パネルの型式（分かる場合のみ）

※様式はインターネットでダウンロードしたものを使用してください。

※その他補助金交付事務団体の長又は知事が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

誓約書

（補助金交付事務団体の長 宛）

殿

- 1 福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領（以下「要領」という。）第6条の規定に基づく補助金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要領第4条に規定する交付対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。
- 2 交付申請者は、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による申立て等、補助対象事業の継続性について不確実な状況にないこと、税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められることを誓約いたします。
- 3 補助金交付事務団体の長又は知事が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、福島県警察本部へ照会がなされることに同意し、下記に該当する暴力団関係者ではないことを誓約いたします。
※この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団又は暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 4 補助金交付事務団体の長から申請書の記載内容の不備を指摘された場合、その翌日から起算して30日以内に、交付申請者又は申請書類に関する問い合わせ先から連絡がない場合は自動的に取下げになることに同意します。
- 5 交付申請者は、補助対象経費について、本補助金以外に国、地方公共団体等から他の補助金を受給しないことを誓約いたします。
- 6 この誓約に違反又は相違があり、要領第10条の規定により補助金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、同条に規定する補助金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。
- 7 交付申請者は、補助金交付事務団体の長が本補助金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、交付申請者に国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することに同意いたします。
- 8 本交付申請書は、事実に基づき、交付申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意いたします。

以上の事項全てを満たすことを誓約いたします。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者の職・氏名

確 認 書

私が所有（又は管理）する太陽光パネルの廃棄に関し、以下の本件交付申請者より、下記の事柄に関して説明を受け、内容を確認しました。

交付申請者	
商号又は名称	
担当者氏名	

記

- 1 廃棄する太陽光パネルをリサイクルすること。
- 2 廃棄する太陽光パネルのリサイクルに当たり、本件交付申請者が福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金を受給すること。

確認者署名欄	
商号又は名称 (個人の場合は氏名)	
代表者職・氏名	
担当者氏名	
連絡先（電話番号）	

※個人の場合は、氏名及び連絡先のみ記入すること。

交付決定番号	
--------	--

年 月 日

（交付申請者）

様

（補助金交付事務団体の長）

福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付決定及び額の確定通知

年 月 日付で交付申請のありました 年度の福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金については、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領第8条の規定により、下記のとおり交付決定及び交付額を確定しましたので、お知らせします。

記

1 交付決定及び交付額

交付申請額	交付決定額	交付額（確定）
円	円	円

2 交付の条件

- （1）交付申請者は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- （2）知事及び補助事業者は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて交付申請者等に報告又は資料の提出を求め、若しくは現地調査等を行うことができる。
- （3）補助事業者は、交付申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - ア 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - イ 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）又は福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領並びに関係法令に違反する行為があったとき。
- （4）（3）により補助金の交付を取消した場合には、交付申請者に対し期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金を返還させることができる。

※本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先

年 月 日

（補助金交付事務団体の長 宛）

殿

（交付申請者）
商号又は名称
代表者職・氏名

福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付申請の取下げ書

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定及び額の確定の通知を受けた事業について、補助金の交付申請を下記のとおり撤回したいので、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領第9条の規定により提出します。

記

交付決定番号	
交付申請年月日	年 月 日
取下げ理由	
担当者連絡先	所 属：
	職 名：
	氏 名：
	連絡先：

年 月 日

（交付申請者）

様

（補助金交付事務団体の長）

福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け交付決定番号 で交付決定及び額の確定を行った 年度の標記事業補助金について、下記のとおり交付決定を取消すことに決定したので、福島県太陽光パネルリサイクル推進補助金交付事業取扱要領第10条の規定により通知します。

記

1 交付決定の取消し

交付決定番号	
交付決定年月日	年 月 日
取消し理由	

2 その他

※本件責任者及び担当者

責任者氏名

担当者氏名

連絡先